

名古屋市民オンブズマン

タイアップグループ機関紙

1995年10月25日第1号発行

事務局 名古屋市中区丸の内3-7-

9 チサンマンシヨン丸の内第2 303

tel : 052-953-8052

fax : 052-953-8050

名古屋城天守閣木造化 矛盾が露呈

2022年12月完成は絶望的 市議会は

95億円木材製材契約を否決できるか？

河村たかし名古屋市長が2022年12月完成をめざして強引に押し進める名古屋城天守閣木造化ですが、徐々に形が見えてくる中で矛盾が露呈してきました。

名古屋城木造天守閣 5つの論点の行方

建設費用だけで505億円、利子100億円、維持費を含めると今後5年間で約940億円の名古屋城天守閣木造化プロジェクト。論点を簡単にまとめてみました。

- ① 需要予測・収支計画は妥当か
- ② 文化財である石垣保全は可能か
- ③ 各種法令を遵守できるか(バリアフリー、消防、地震対策)
- ④ そもそも現天守を壊して木造化する意義があるのか
- ⑤ 情報を公開し、市民の意見を聞いているか

これら5点、いずれも解決できていません。しかし、名古屋市は竹中工務店と基本協定を結んで基本設計・実施設計契約を締結し、市民から寄付金まで集めるなど、既成事実を積み重ねています。

**収支計画は2018年6
月に公表 基本シナ
リオでは14億円赤字**

名古屋市は、これまで名古屋

城木造化した場合の入場者予測・収支計画を自分たちだけで作成してきました。市民や市議会などから何度も追及され、ようやく三菱UFJリサーチアンドコンサルティング(株)名古屋に1998万円(税込み)をかけて委託した「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託」結果は、2018年6月13日に完成しました。これによれば、2017年度～2071年度の55年間の収支予測は基本で▲14.67億円。低位で▲64.65億円。高位でも45.46億円のプラスに過ぎません。http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/tenshukaku/03_fukugenjigyo/dwl/29chousakekka.pdf しかもこれは後述の木材保管費用や追加工費、新技術開発費が含まれていません。

5月7日天守閣閉鎖も 穴蔵石垣の調査開始 のめどたたず

名古屋市は2018年5月7日に現
 天守閣を閉鎖しました。当初は現
 天守閣地下にある穴蔵石垣を取り
 外して調査する予定でしたが、
 調査に必要な現状変更許可は文
 化庁に申請もしておらず、いまだ
 に調査のめどはたっておりません。

名古屋市の「現天守閣の耐震性が低いため閉鎖した。早ければ5月上旬から穴蔵石垣を取り外して調査を開始するつもりだった。取り外さずにできる調査を現在行っている」と述べるのみ。

石垣調査担当学芸員 が2018年3月に自己 都合退職

2018年6月1日に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会(第27回)が開催されました。

はじめに、これまで名古屋城石垣調査に携わってきた学芸員が、2018年3月末に自己都合退職したことが明らかになりました。石垣部会の構成員からは、「新たに入ってきたのは新人ばかりで、戦力としてはおそらく大変な状態だろう」と発言しました。

**石垣部会「穴蔵石垣
調査どころではな
い」**

今回の石垣部会には、天守閣木造復元の現状変更許可申請に必要な不可欠な「穴蔵石垣調査」が議題に上がりませんでした。

堀の底や天守台石垣の対岸の石垣、天守台周りの石垣についての調査の途中経過が報告され、今後その追加調査も提案されました。

石垣部会構成員の宮武正登・佐賀大学教授は、「天守台周りなど石垣調査の視点は3つある。

①根石は宝暦改修 現在ダメー

ジを受けているのか ②堀 堀底が安定しているのか ③堀の対岸 見学者が歩いている場所が安定しているのか

上記に関し、特に堀の対岸の石垣は不安定であることが判明した。将来的に今の形が担保されるか、追加調査が必要だ」と述べました。

記者から、現状変更許可申請のための穴蔵石垣調査と同時並行でできないかと問われた宮武教授は「それどころではない。外回りが危ないため優先順位がある。マンパワーが限られている」としました。

「穴蔵石垣調査」にケーソン下ボーリングを含むかが争点？

これらやり取りをきいていても、いまい問題点がわかりません。「穴蔵調査」とは一体何をさすのか。天守閣地階部分である穴蔵石垣の調査だけでなく、現天守地下ケーソンのさらに下の地盤調査が、木造天守閣復元には必要不可欠です。しかし、名古屋市は2017年度竹中工務店との石垣調査委託の対象から、ケーソン下ボーリング調査を削除しています。

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180313.pdf> 2018年3月28日に天守閣部会は全会一致でケーソン下のボーリング調査を要望しています。

しかし、ケーソン下は「特別史跡」なので、文化庁の現状変更許可が必要ですし、石垣部会の審議も必要です。石垣部会は「文化庁記念物課による特別史跡の現状変更許可の方針が固まっていない調査・整備事業については、今後も当部会での審議対象とはしない」としており、ケーソン下ボーリング調査について、石垣部会ならびに文化庁は果たして認めるのでしょうか。上記調整が石垣部会とつかなかった、と見るのが妥当だと考えます。

これまで、名古屋市は文化庁には「石垣保全のため」として天守台周辺石垣の調査の現状変更許可申請を行ってきました。

穴蔵石垣調査はいまだ調査場所も示されず、しかもケーソン地下ボーリングのめども立たないた

め、2022年12月天守閣木造復元完成は事実上不可能になったと考えます。

何のための「バリアフリー検討会議」？

2018年4月24日に、有識者で構成する「特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議」が開催されました。今回も議論は録音・テレビ撮影不可でした。

建築・地盤工学関係、建築史関係、福祉関係、工学関係の学識者を招いていますが、「専門的見地から意見を聴取する」とするだけで、庁内会議である「名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議」との関係・位置づけもはっきりしません。

有識者16人のうち、「天守閣部会」の人は6人います。2017年11月16日に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 第6回天守閣部会が開催され、「エレベーターは設置しない。ただし、代替案で車いす使用者等の合理的配慮を目指す」とした市の方針に異論を出さなかったため、障害者団体が反発して「2018年5月までにエレベーター設置の有無の方針を決める」ということではなかったのでしょうか。

市長の挨拶のあと、有識者がそれぞれの立場で意見をいいました。それなりの意見は出ましたが、意見の対立は大きく、これでまとまるとはとも思えません。

この有識者会議の目的はよく分かりませんが、開催要綱第2条で「特別史跡名古屋城跡全体のバリアフリーに関する」とあるので、木造天守閣のエレベーターについては5月に決着をつけ、その後は「木造天守閣以外のバリアフリー」について検討する可能性があることに気がつきました。

閉鎖までは、名古屋城を訪れる人のほとんどが、名古屋城天守閣に登っていました。5月以降に天守閣のバリアフリー以外のバリアフリーについて議論するのではなく、2018年5月と期限を切らず、十分に「当事者参加」「情報公開」を行い、十分この有識者会議で議論することを望みます。

権限を持つ大村県知

事 エレベーター不 設置方針に「再考を」

名古屋市がエレベーター不設置の方針を示していることについて、大村秀章愛知県知事は2018年5月14日の記者会見で「障害者の基本的人権に関わる」として再考を求めました。

障害者団体「愛知障害フォーラム」は、2018年5月11日に市の方針は不当な差別に当たるとして、愛知県障害者差別解消推進条例に基づき知事に助言、あっせん又は指導を行うよう求めました。

大村知事は、「上記助言等は事業者に対して行うことができる」とした上で、「名古屋市も引き続き障害者関係の皆さまと十二分に意見交換していただいて、よりよい解決策を見いだしていただきたい」と述べました。

愛知県は「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の権限を持っています。<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000025385.html>

2018年4月10日に所管の愛知県住宅局住宅計画課に問い合わせたところ、「名古屋城にも適用される」と明言しました。

河村市長「エレベーター無し」正式表明

河村たかし名古屋市長は2018年5月30日に「今後復元する名古屋城木造天守閣にエレベーターを設置しない」と正式に表明しました。その代わり、「新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする」「現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する」という基本方針を公表しました。しかし「新技術の想定候補一覧」は12項目が並べられているだけです。

河村市長は「はしご車で『非常口』から避難は可能。そうであれば中に入ることも可能。」としていますが、障害者団体は「これでは見世物だ」と反発しています。

なお、「市役所内部での議論の経緯がわかるもの」を情報公開請

求しましたが、「不存在」でした。

新技術の想定候補一覧

A	段差を上る車いす型ロボット
B	装着型の移動支援機器
C	VR・分身ロボット
D	車いすに乗ったまま乗降可能なチェアリフト
E	車いすに乗ったまま乗降可能なしご車
F	フォークリフト・高所作業車
G	車いす用段差解消機
H	搭乗可能なドローン
I	二足の移動補助ロボット
J	パワードスーツ
K	人工筋肉
L	他・国際コッパ

河村市長 文化庁に バリアフリー説明も 「所管ではない」

河村市長は2018年6月14日に、名古屋城木造化のバリアフリーについて説明するため文化庁を訪れ非公開で意見交換したと、各マスコミが報道しました。2018年6月14日朝日新聞によれば、「河村氏はバリアフリー策を説明したが、文化庁側は『所管ではない』として特段の意見を述べなかった。」とあります。

建築物におけるバリアフリーの所管は国土交通省住宅局建築指導課であり、愛知県建設部建築局住宅計画課 ではないのでしょうか。仮に名古屋市建築審査会が、建築審査会の「適用除外」の同意をしたとしても、建築物移動等円滑化基準を完全に無視してよいことにはなりません。

文化庁はバリアフリーについては「所管ではない」ため、文化庁と国土交通省住宅局建築指導課、愛知県建設部建築局住宅計画課、名古屋市を交えて協議する必要があると考えます。

障害者団体約500人

がエレベーター設置 を求めてデモ・ハン ガーストライキも

「名古屋城木造天守のエレベーター設置を実現する実行委員会」は、2018年6月19日に名古屋城木造天守にエレベーターを求めて集会・デモを行い、その後名古屋市役所を取り囲んでアピールしました。

新築の建造物にエレベーターを設置しないのは、国連・障害者権利条約と障害者基本法・障害者差別解消法の理念に反しているとしています。

茨城・埼玉・東京・岐阜・大阪・兵庫・愛媛・沖縄などから、障害者団体が合計約500名が集まりました。

2018年6月18日に震度6弱の地震が起こった大阪から来た方は、「ほとんどのエレベーターが停止し、車椅子だと移動に困った。それほどエレベーターが日常的に使われている。にもかかわらず、名古屋城にはエレベーターをつけない方針という。名古屋城でエレベーターがつかなければ、他の施設でもエレベーターなしでよい、ということになりかねない」としました。その後、大雨の中市役所前で10名程度が48時間のハンガーストライキを行いました。

河村市長は障害者団体と何回か面談しましたが、議論は平行線に終わりました。

名古屋市は、6月中にバリアフリー対策の協議会を設ける予定ですが、障害者団体は「エレベーター無しが前提の協議会には参加しない」としています。

君は49,970円の 『のり井』を見たか

2018年3月30日、名古屋市は基本設計等として竹中工務店から成果物約30000枚を受け取り、2018年4月27日に8億4693万6000円を支払い済みです。

名古屋市民オンブズマンは成果物のうち2813枚を49970円支払って情報公開請求で入手しましたが、中身は「競争上の利益が損な

われるおそれ」「文化庁との率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」「工事費積算は公正または適正な執行に支障を及ぼすおそれ」があるためほとんど非公開でした。https://ombuds.exblog.jp/26803947/

タイトルすら非公開のものもあり、これはなにかと担当者に聞いたところ、文化庁からの指摘事項への回答とのこと。



しかし、基本設計契約にはあった、文化庁文化審議会の許可がまだ得られていないこと、基本設計図書がないこと、文化庁・消防庁・国交省・名古屋市建築審査会・県(人にやさしい街づくりの推進に関する条例)に関する打ち合わせ記録がないことから、契約通りに行われていないのではないかとこの指摘もあります。

竹中提案「天守閣中 央ガラス張り仮設避 難コア・避難階段」 いまだ議論せず

ただ、開示された資料の中に、去年竹中工務店が作成した提案があり、中央にガラス張りの避難階段があることがわかりました。

エレベーターはつけないのに、ガラス張りの避難階段はつけるのでしょうか？これが『史実に忠実な復元』なののでしょうか。避難階段をつけないと「建築基準法と同等の安全」にならない可能性があります。

また、スプリンクラーが多数付いていたり、耐震ダンパーや壁に耐震補強材が付いていたりなど、どこまでが「史実に忠実」と言えるのか、ほとんど議論が深まっていません。

6月天守閣部会に「構造計画、防災計画、現天守閣価値、石垣復元」議題に出せず

2018年6月11日に開催された天守閣部会では、以前6月に予定していた構造計画、防災計画等が議題として出ませんでした。

また、以前天守閣部会委員から要望があった、現時点での技術的な決定事項のマイルストーンの提出もできませんでした。

名古屋市は7月の天守閣部会に提出したいと説明するのみ。

おそらく、現天守閣地下のケーソン下ボーリングのめどがたっていないことが影響しているのではないのでしょうか。

また、先述の仮設避難コア、避難階段をどうするか、災害など非常時の対策もまとまっていないのではないのでしょうか。

穴蔵石垣調査もどこを調査するかすらまとまっておらず、7月に書類がまとまる見通しはたっていない。

文化庁「現天守を壊して木造化する意義はなにか？」

文化庁は「戦後都市文化の象徴であるRC（SRC）造天守を解体するにはなお議論を尽くす必要がある」と指摘していました。

座長の瀬口哲夫・名古屋市立大学名誉教授は「現天守閣の評価はどこで評価するのか」と尋ねましたが、「現在事務局で検討している。具体的に提出する時点で天守閣部会にご相談したい。7月に間に合わせたい。努力する」というのみ。

市民説明会 市・竹中「応答」部分は文

字化せず アンケートへの意見作成せず

名古屋市が2018年1月16日-1月28日に開催した、名古屋城天守閣木造復元「市民向け説明会」・「シンポジウム」に関し、質疑応答がありましたが、その議事録を情報公開請求したところ、市民からの質問は文字化されていましたが名古屋市や竹中工務店からの応答部分は「作成しておらず不存在」でした。

報告書のタイトルには「報告書（質疑応答）」とあるにもかかわらず、どうして応答部分が記載されていないのか名古屋市に問い合わせたところ、「業者には、質疑部分のみ文字化するよう指示した」とのこと。現在、契約書を情報公開請求しています。

名古屋城天守閣「市民説明会」・「シンポジウム」開催補助業務委託

報告書（質疑応答）

名古屋市と竹中工務店が税金を用いて行った説明会・シンポジウムで、市・竹中工務店が責任を持って回答した部分に関し、文字記録になっていないのは大変おかしいです。

また、名古屋市は参加者に「時間がなかったため質問・意見できなかった方は、アンケートに記載してください。市の意見はホームページに掲載します」と言っておきながら、「アンケートへの名古屋市・竹中の意見は作成しておらず不存在」でした。

市議会がようやく猛反撃を開始

2018年5月15日に名古屋市議会経済水道委員会が行われ、特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針（案）、特別史跡名古屋城跡天守閣整備事業に係る基本方針（案）の進捗状況について議論がなされました。

エレベーターを付けないことで訴訟リスクがあるのか、「新技術」

開発にいくらかけるのか。石垣調査は間に合うのか、障害者権利条約、障害者差別廃止法、バリアフリー法などに抵触するとお考えか、など。

議会も「いったん行った議決は重い」とは言ってきましたが、ようやく問題点に気づいてきたようです。

文化庁からの指摘は4項目 市議会には3項目しか示さず

2022年12月までの完成のめどは立っていないにもかかわらず、名古屋市は名古屋城天守閣木造復元のための木材製材費用94億5540万円の契約の承認を求めて2018年6月名古屋市議会に提案してきました。

2018年6月22日、名古屋市議会本会議で、近年まれに見る鋭い質疑がなされました。

浅井正仁議員（自民）は、2018年5月29日に文化庁に出向いて直接質問してきたと発言。文化庁からは4つ意見が出されたにもかかわらず、名古屋市は市議会には3つしか意見を示していなかったとしました。名古屋市が示さなかった1つは「石垣調査をしっかりとやりなさい」というもの。随時議会に説明するという付帯決議を無視し議会軽視も甚だしいとしました。

工期延期時 木材保管料は年1億円 追加公費負担は想定せず

また、浅井市議は「このままでは、名古屋市が予定している2018年7月文化庁復元検討委員会、2018年10月文化審議会にかけることができなく、2022年に間に合わないのではないか。木材調達契約を締結後に2022年に間に合わないことが発覚した場合、追加負担はいくらなのか」を質問しました。さらに、石垣調査が満足に出来なかった場合、スケジュールを見直すことになるのか質問しました。

渡辺観光文化交流局長は、追加負担については想定していないが、今回の木材調達契約見積もりによれば、延期時の木材保管料は年1億円と答弁しました。

また、「現状変更許可が予定通りに取得できなかった場合、スケジュールを見直すかどうかにつきましては、極力そうならないよう全力を尽くしてまいります。基本協定書に基づき、優先交渉権者と協議することとなるところでございます」と答弁しました。

また、広沢副市長は「スケジュールの見直しが必要となった場合、木材保管料の追加負担の他、建設コストの上昇が考えられる」としました。

追加工費負担は年十億円規模か？ 収支計画は破綻

追加工費がいくらになるかわかりませんが、河村市長が4ヶ月工事を凍結した陽子線治療センターは、追加費用として約3億8000万円＋利息約7000万円を求められ、現在名古屋地裁で裁判となっています。

仮に陽子線治療センターと同額程度と仮定した場合、年間10億円規模となります。しかも現時点では名古屋城木造化の工事着工の見通しはたっており、どの程度延期されるかわかりません。

「新技術」開発にいくらかかるか見通しも立っており、収支計画見通しが狂い、赤字は確定となります。

同じRC造熊本城 震災後長寿命化とバリアフリー化

2016年4月14日、16日に発生した熊本地震により、熊本城は約634億円の被害を出しました(国指定重要文化財13棟約72億円、天守閣と公園約137億円、石垣約425億円)。今後20年かけて復旧していくとのこと。

石垣は全973面中517面(約30

%)の被害がありました。

2018年5月上旬に熊本城を見に行ってきましたが、石垣があちこちで崩れていました。地震が起きたのが入城時間外だけが人が出なかったのが不幸中の幸いです。



名古屋城と同じく鉄筋コンクリート製天守閣の熊本城ですが、どのように修復するかがホームページ上で全て掲載されています。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=17236&e_id=21

特に長寿命化、バリアフリー、石垣保全対策についても掲載されています。https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDisp.aspx?c_id=5&id=17236&sub_id=1&flid=118792

2019年までに最上階まで上がれるエレベーターを設置するなど、バリアフリー化に努めるとのこと。

RC造熊本城・大阪城と名古屋城の違いは何か

同じくRC造の大阪城も1997年に耐震改修・バリアフリー化されており、計算上今後100年は持つとのこと。

熊本城も大阪城も、市民に愛されています。

名古屋城は「鉄筋コンクリート製だから偽物」という声が未だに根強いですが、多くの人の寄付を元に再建されており、熊本城・大阪城との違いがいまだにわかりません。

文化庁も名古屋城の現天守閣を「戦後都市文化の象徴」としています。

果たして、木造名古屋城天守閣と、仮に耐震改修した場合のRC製名古屋城天守、どちらが地震に耐えられるのでしょうか。そのような資料は一度も見たことがありません。

車いすの人を「排除」し、避難コア・避難階段が付けられた「木造」名古屋城天守閣ができてから「こんなはずではなかった」としても遅いのです。

市議会は木材製材契約94億円を否決し、全面的計画見直しを

違約金なく合法的に計画にストップをかけられるのは、市議会が予算・契約を議決しないことだけです。

・名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書 第6条 <http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/170509-1.pdf>

そうすれば、名古屋市は竹中工務店と「2022年12月までに完成させる基本協定」を見直すことが可能となります。

約94億円の木材製材費を市議会がいったん認めたら、名古屋市の財政に致命的な打撃を与えかねません。いったん木材製材費を否決した後、あらためて収支計画の問題、バリアフリーの問題、安全性の問題を市民に情報を公開した上で、木造復元が可能なのか、どのような天守閣にすべきから議論しなおすべきです。

今後、名古屋市議会、愛知県議会で議論がなされます。ぜひ市民の声を議員に届けましょう。

2-2. 入場者数推計結果に基づく収支計画

○2-1の前提条件のもと、入場者推計結果に基づき木造天守閣復元事業(55年間)の総収支額を算出した。

○基本シナリオでは約15億円の支出超過と算出される。低位シナリオでは約65億円の支出超過、高位シナリオでは45億円の収入超過と算出された。

○収支均衡を図るには、民間活力の導入等によって経営効率化(コストの削減、収入源の確保)を図る必要がある。

■ 木造天守閣復元事業総収支額(期間:2017年度～2071年度)

単位:百万円

入場者シナリオ	低位	基本	高位	参考	備考
収入	85,677	91,201	98,683	100,613	
観覧料収入	83,898	89,422	96,904	98,835	名古屋城観覧料収入の75%
使用料収入	556	556	556	556	施設使用料等収入の75%
寄附金	1,223	1,223	1,223	1,223	
支出	92,141	92,667	94,137	93,566	
公債費	59,741	59,741	59,741	59,741	建設費+利子
職員人件費	8,020	8,020	8,020	8,020	
管理運営費	20,276	20,802	21,471	21,700	運営管理、消費税納付、催事関係
発注者支援+事務費	451	451	451	451	発注者支援・事務費、寄附機運醸成費
起債手数料	368	368	368	368	
集客促進費	200	200	1,000	200	
修繕費	3,086	3,086	3,086	3,086	
収支額	-6,465	-1,467	4,546	7,047	収入-支出

契 約 書

480000

工 事 名	名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）
工 事 場 所	名古屋市中区本丸1番1号
工 事 内 容	設計図書のとおり
工 期	本契約成立の日から平成34年12月16日まで
請 負 代 金 額	¥9,455,400,000★ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥700,400,000★
請 負 代 金 の 支 払 場 所	名古屋市役所
請 負 代 金 の 支 払 方 法	口座振替
前 払 金 等 の 有 無	前払金 有 (4/10 以内) 中間前払金 有 (2/10 以内) 部分払 有 (10 回以内)
契 約 保 証 金	金945,540,000円 以上
特 約 条 項	この契約書は、仮契約書であって名古屋市議会の議決を経たとき本契約書としての効力を生じるものとする。

上記の業務について、名古屋市（以下「発注者」という。）と株式会社竹中工務店名古屋支店（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添契約約款によって、公正な契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 30年 5月 28 日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋市
 代表者 名古屋市長 河村 たかし

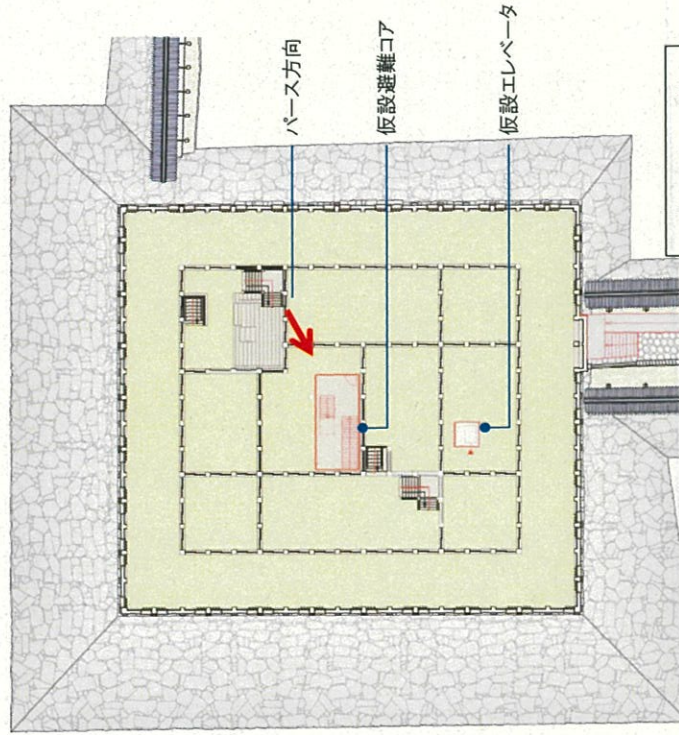
受注者 名古屋市中区錦二丁目2番13号
 株式会社 竹中工務店名古屋支店
 支店長 市川 敦史

480000

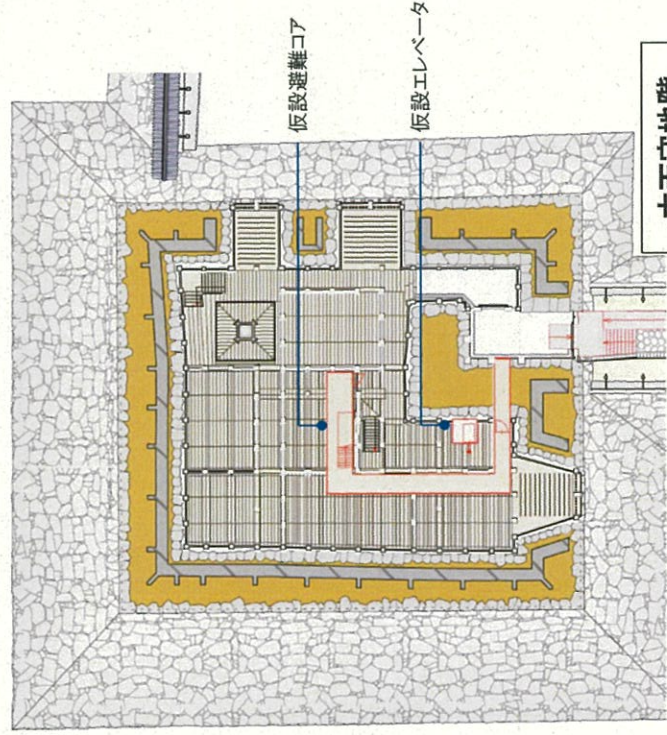
付加する設備の設置位置とイメージ

③ 仮設避難コアの設置イメージ(案)

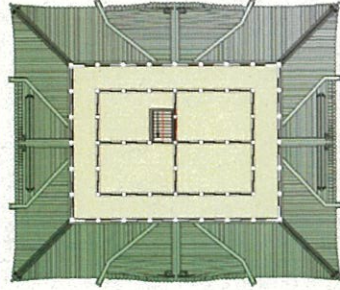
避難計画の比較にある「レベル3」の仮設避難コアの設置位置とその設置イメージの案を提示します。
付加した機能であることが判然とするように耐火ガラスの壁で囲った避難階段です。勾配が緩いことから運用上の利用が想定もされるため、内部からの視認性確保・空間鑑賞という利点もあります。



大天守一階

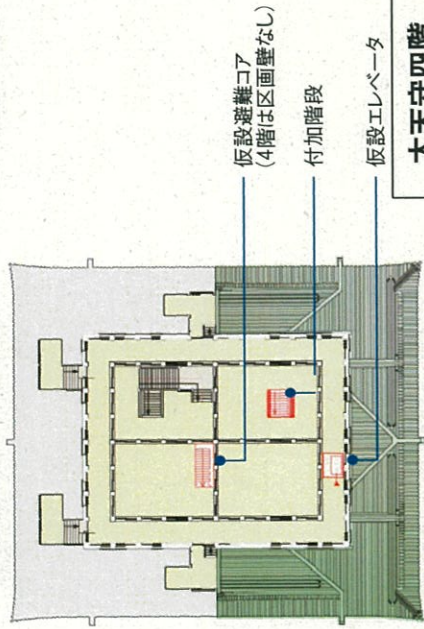


大天守地階

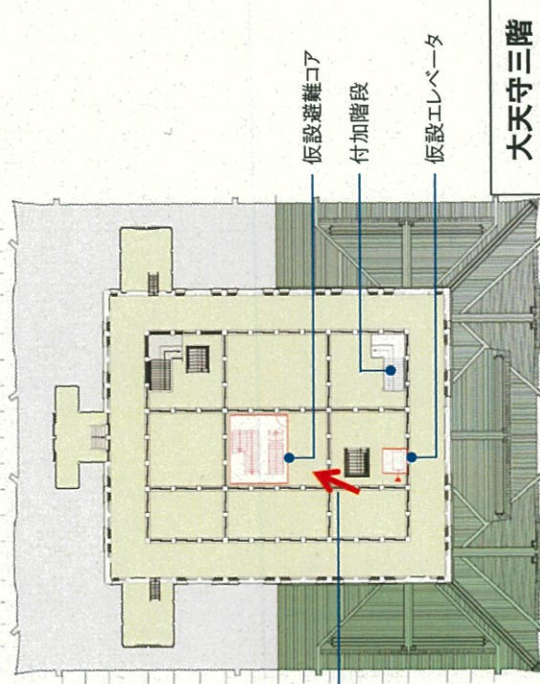


5階には、仮設避難コア・付加階段・仮設エレベータの設置はありません

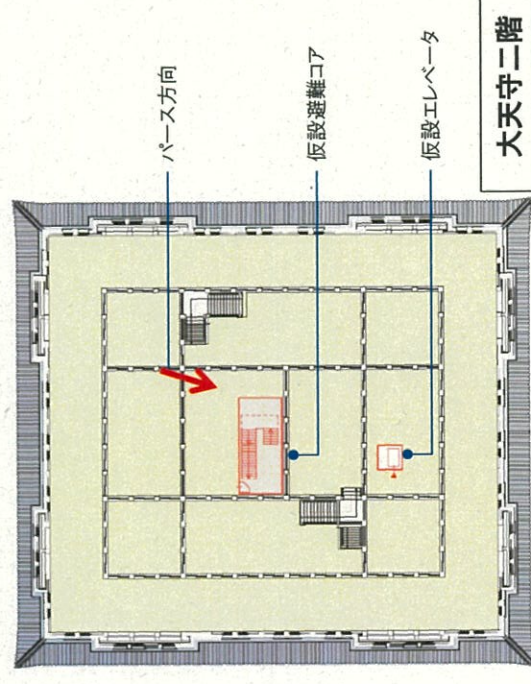
大天守五階



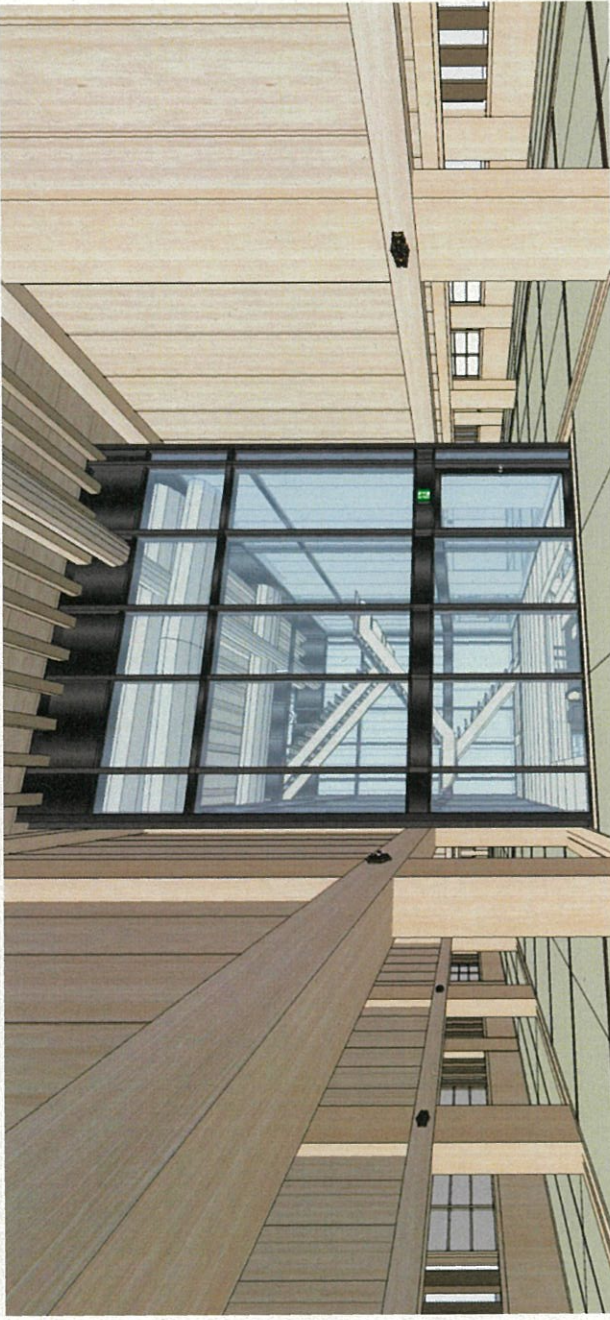
大天守四階



大天守三階



大天守二階



三階 仮設避難コア

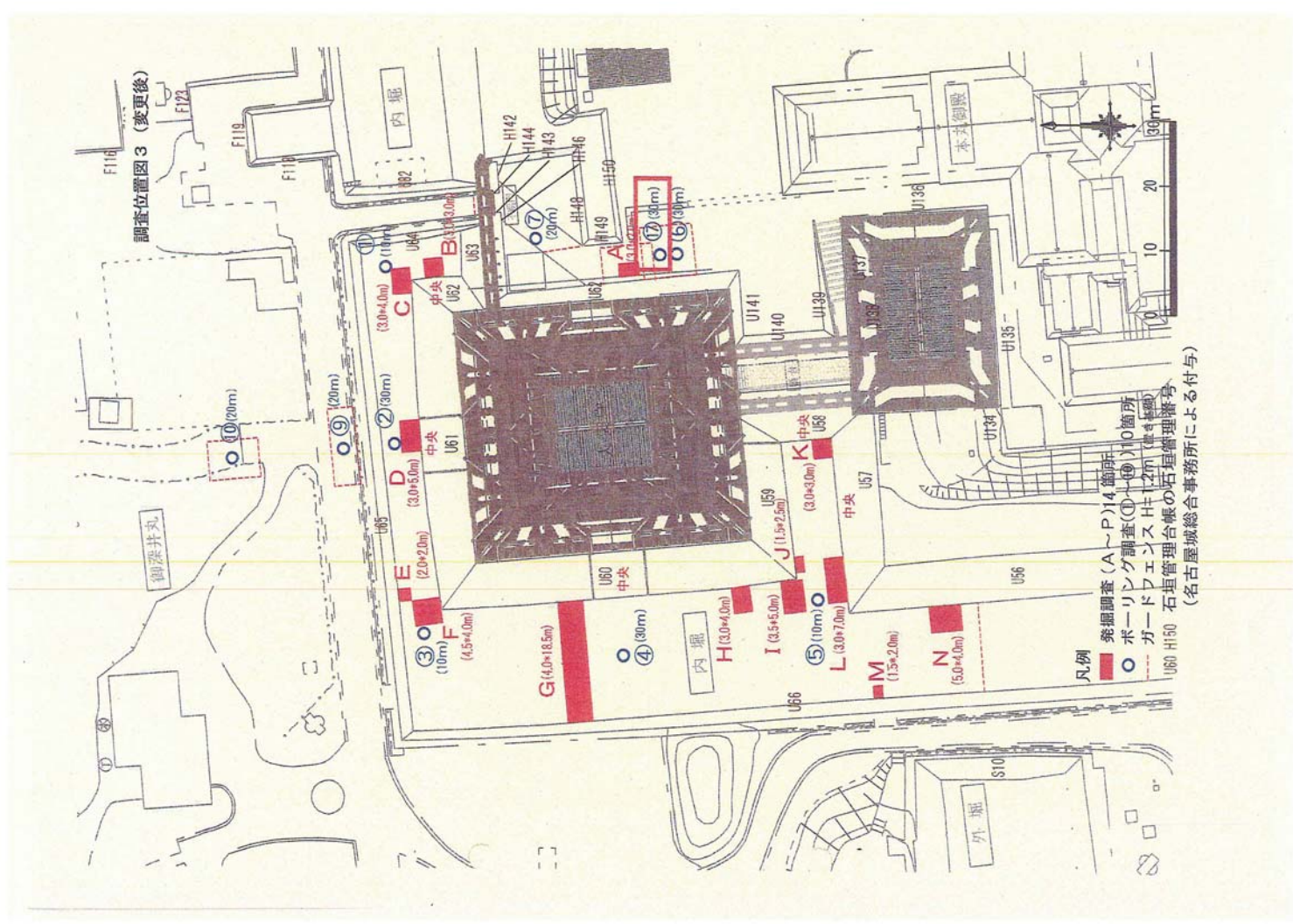
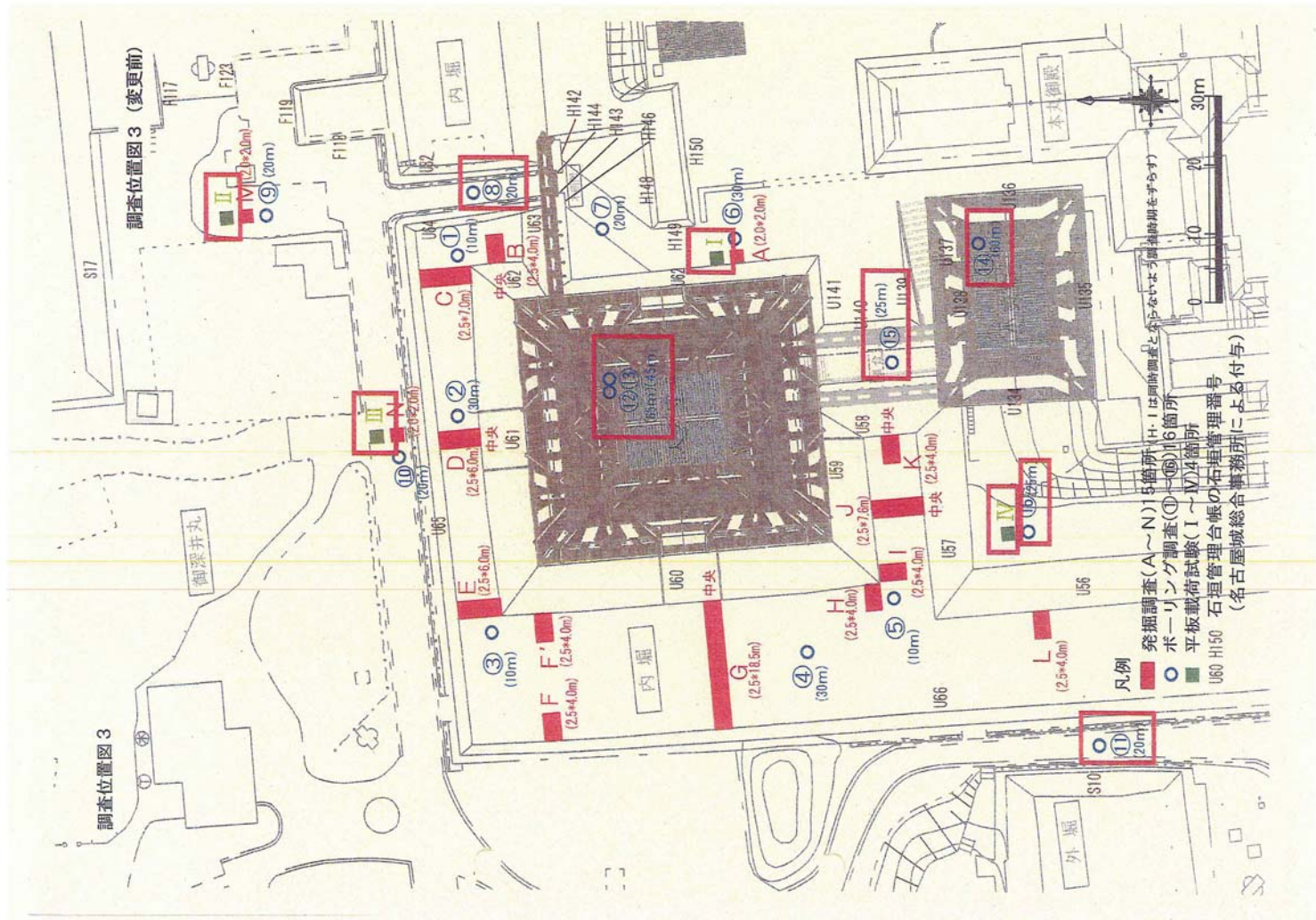


二階 仮設避難コア



一階 仮設避難コア
(GG作成 竹中工務店)

昭和実測図を基に名古屋市が作成したCADデータが竹中工務店が加筆・修正。



消防デジタル無線談合

「代理店」と契約した岐阜県内 6 消防本部に一齐住民訴訟提訴 尾三消防組合にも住民監査請求

「名古屋市民オンブズマン」ならびに「くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク」が呼びかけた、岐阜県内7消防本部に対する消防デジタル無線談合の住民監査請求を全国に先駆け、2018年3月5日に一齐に住民監査請求いたしました。

直接談合業者と契約の羽島郡は業者に請求・支払い済

うち、沖電気が直接契約していた羽島郡広域連合については、広域連合が沖電気に請求し、沖電気から契約額の20% (3276万円) が支払われたため棄却されました。

「代理店」と契約したら、談合追及不可能か？

しかし、残念ながら他の6消防本部 (揖斐郡消防組合、中濃消防組合、中津川市、下呂市、山県市、岐阜市) 分は、「消防本部は代理店と契約しており、沖電気と直接契約しておらず、代理店が談合に関与した証拠が見当たらない」などとして棄却されました。2018年5月28日、6消防本部に関して契約金額の20%、合計3億8825万6400円の返還を求める

住民訴訟を岐阜地裁に起こしました。消防デジタル無線談合をめぐる住民訴訟は全国初です。

「新しい形」の談合を追及

記者会見に参加した、全国市民オンブズマン連絡会議 事務局長の新海聡弁護士は「代理店を経由して行う『新しい形の談合』を追及するという点で画期的だ。談合に対して自治体が及び腰の姿勢を正したい。このような住民訴訟を全国に呼びかけ続ける」としています。

山県市 代理店と談合業者に損害賠償請求

岐阜県山県市は、住民監査請求は棄却したものの、2018年5月24日に、沖電気工業(株)と代理店である中央電子光学(株)に対して請負代金額の20%、3282万3000円を連帯して請求したと発表しました。全国市民オンブズマン連絡会議によれば、消防本部が代理店に請求したのは全国ではじめてです。その後、岡山県瀬戸内市も、代理店と沖電気、その関連会社に対して民事調停を申し立てる方針を固めたとのこと。

尾三消防組合にも住民監査請求

名古屋市民オンブズマンと加藤芳文・みよし市議は2018年5月17日に尾三消防組合に対して「消防デジタル無線談合に関し5460万円を業者に請求しろ」という住民監査請求書を提出しました。

加藤市議は「これまで尾三消防組合に3度に渡って質問してきたが、組合は沖電気・TTKに損害賠償請求しようとしな」として住民監査請求人になったと述べました。

名古屋市民オンブズマンの滝田誠一弁護士は「TTKは『代理店』として談合に関与したと、公正取引委員会が認定したと理解している。先行して住民監査請求を行った岐阜6消防本部では監査委員が『代理店である証拠が無い』として棄却したが、尾三消防組合は業者に請求して欲しい」と述べました。

9/1-2新潟での全国大会で発表

全国市民オンブズマン連絡会議の内田隆氏は「岐阜県に続き愛知県でも住民監査請求が行われ、他の全国各地でも住民監査請求を行おうとする動きがある。『談合は許さない』とする各オンブズマンの動きを2018年9月1日-2日新潟での全国市民オンブズマン大会で発表したい」としました。

一宮市社会福祉協議会 生活資金貸付事業 一宮市 社協のルール違反放置・ 不十分な解消に1年半以上

社会福祉協議会(以下社協という)実施している生活資金貸付事業において、「生活資金制度事務取扱要領8条」で報告することになっている、毎年度「生活資金貸付事業実績報告書」(様式第7号)(以下資料という)を市長あてに提出することが決められている。しかし2002年度以降社協怠慢で提出されていないことが、2016年10月24日付一宮市職員措置請求の通知等で明らかになりました。

13か月で6回行政 文書公開請求を行 うも、市は未入手 のまま放置？

市に対し2017年1月11日資料の行政文書公開請求を行いました。該当する文章は存在しないとのことでありました。そ

こで粘り強くその後4月24日・8月14日・9月5日・11月14日・2018年2月9日と計6回行い6回目は3月1日決裁がありました。いずれも、該当する文章は存在しないとのことでした。資料入手との情報で2018年4月9日再度行政文書公開請求資料検討中とのことで2か月後の6月11日漸く資料入手。原則2週間で回答遅れる場合は、事前連絡とのことでありますが、事前連絡はありませんでした。尚提出資料は要領で規定された様式でなく、2001年度まで提出分では貸付額(未償還金)Bが償還期限内と償還期限後に分かれていましたが合計で記載となっており要領を無視し簡略化された不十分なものでした。

行政文書非公開通 知に承認者が14-1 6名 担当者任せか

上記文章で承認者は何を承認するのか、文章が存在しないことの承認に、しかも同じ文章の存在の有無にも16名も必要なのか、上司は1年以上提出されていない状況を知りながら、提出させる指導をしていないのか等問題と思います。

社協は一宮市外郭 団体の1つ

社協は7外郭団体の1つで、会長・常務理事は、市のOB、総務課長は市の現役の課長が出向しております。そのために上記状態なのか、または他よりはましなのか理解に苦しみます。社協には多額の補助金・事務所の貸与等社協から要請あればすべて承認される状態です。一方、市は定年退職者の再雇用先として社協を利用しています。(一宮市T. O)

一宮市民生委員・児童委員活動費用弁償領収書 一宮市・愛知県ではこれが 領収書として通用するのか

宛 先:無
氏 名:市が記入
交付年月日:会長に振込日を
市が記入
交 付 額:一宮市長が愛知
県尾張福祉相談センター長
宛提出の民生委員・児童委
員活動等費用弁償費につい
て(報告)に基づき、交付さ

れた金額を市が記入(要綱
記載金額に基づき)
受 領 印:市・会長の要
請?により本人が捺印
訂 正 印:一宮市長印で市
が訂正
記 入 日:無
尚、受領印を要請する案内状

が事務局(市)から各委員宛
に発送されております。

註:多多問題あり現在調査中、
詳しくは次号に掲載予定です。
(一宮市T. O)。

生活資金制度事務取扱要領（抜粋）

5. 氏名または住所等の変更

借受人は、本人または連帯保証人の住所、氏名その他申込書、借用書に記載された事項に異動を生じたときは、「変更届」（様式第6号）を社会福祉協議会に提出しなければならない。

6. 償還金の支払免除

(1) 生活資金貸付要綱に定めのある償還金の一部または全部の支払免除については、当該借受人および保証人がともに次の要件を具備しているものとする。

ア、死亡、または行方不明後3年以上経過しているとき。

イ、その他、特に必要と認めるとき。

(2) 前号による償還金の支払免除の決定については、調査委員会で審議のうえ、市長の承認を得なければならない。

7. 会計年度

この資金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

8. 報 告

社会福祉協議会は、前項に定める会計年度の「生活資金貸付事業実績報告書」（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

9. そ の 他

生活資金貸付制度の事務取扱いについて、この要綱により難しいことがあるときは、社会福祉協議会と一宮市が協議して措置するものとする。

(付 則)

この事務取扱要領は、昭和54年1月16日から施行する。

(付 則)

この事務取扱要領は、平成13年6月1日から施行する。

平成13年度 生活資金貸付実績報告書

平成 14年 3月 31日 現在

(1) 貸付原資の状況

貸付原資 A	貸付額(未償還金) B		償還金 C	手持額 D=A-B-C
	償還期限内	償還期限後	支払免除額	
21,000,000	5,164,000	11,654,000	0	4,182,000

(2) 貸付・償還の状況

	貸 付		償 還 金
	申込件数	貸付決定額	
13年度	19	3,510,000	1,620,000
累 計	345	63,180,000	46,236,000

(3) 貸付事務費の状況

事務委託費 A	原資保管中の利子 B	延滞利子 C	貸付事務費の総額 D=A+B+C
0	476	0	476

平成14年度 生活資金貸付実績報告書

平成15年3月31日現在

(1) 貸付原資の状況

貸付原資 A	貸付額(未償還金) B	償還金 C 支払免除額	手持額 D=A-B-C
21,000,000	20,023,000	0	977,000

(2) 貸付・償還の状況

	貸 付		償 還 金
	申込件数	貸付決定額	
14年度	30	5,155,000	1,950,000
累 計	375	68,335,000	48,312,000

(3) 貸付事務費の状況

事務委託費 A	原資保管中の利子 B	延滞利子 C	貸付事務費の総額 D=A+B+C
0	421	0	421

様式第3

行政文書部分公開決定通知書

30一宮福祉発第140号

平成30年4月19日

扇 利 勝 様

一宮市長 中野 正康 印

平成30年3月14日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり一部を公開することとしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	・行政文書公開請求に対する決定について (2017.1.11) (伺い) ・行政文書公開請求に対する決定について (2017.4.24) (伺い) ・行政文書公開請求に対する決定について (2017.8.14) (伺い) ・行政文書公開請求に対する決定について (2017.9.5) (伺い) ・行政文書公開請求に対する決定について (2017.11.14) (伺い) ・行政文書公開請求に対する決定について (2018.2.9) (伺い)
請求書受理年月日	平成 30 年 3 月 14 日

様式第2

行政文書公開決定通知書

30一宮福祉発第539号

平成30年 6 月 11 日

扇 利 勝 様

一宮市長 中野 正康 印



平成30年4月9日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開することとしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	・生活資金貸付事業実績報告書 (H14～H28)
請求書受理年月日	平成 30 年 4 月 9 日

保存期間	5 年	決裁区分	部長		
収受日		分類	006-014-000		
起案日	平成30年 2月23日	文書番号	29-宮福祉第5304号		
決裁日	平成30年 3月 1日	起案者	福祉課 課長補佐 岩田 直仁 (電話番号: 1503)		
施行日	平成30年 3月 2日				
処理期限					
発信元文書の日付					
公印	要	公開区分	一部公開		
非公開理由	個人情報				
あて先	請求者				
件名	行政文書公開請求に対する決定について (2018.2.9) ② (伺い)				
公開件名	行政文書公開請求に対する決定について (伺い)				
決裁・合議	承認者	総務部	部長	和家 淳	承認済み
	承認者	総務部	次長	竹内 和彦	承認済み
	承認者	総務部	次長	小川 秀樹	承認済み
	承認者	総務部	次長	大宮 恒紀	承認済み
	承認者	行政課	課長	平松 幹啓	承認済み
	承認者	行政課	専任課長	上田 聡	承認済み
	承認者	行政課	課長補佐	船橋 敬子	承認済み
	承認者	行政課	主査	小関 雅司	承認済み
	承認者	行政課	主事	江端 祐也	承認済み
	承認者	行政課	主事	(所屬)	設定済み
	承認者	福祉部	部長	真野 克彦	決裁済み
	承認者	福祉部	次長	石原 秀雄	承認済み
	承認者	福祉課	課長	橋本 宜季	承認済み
	承認者	福祉課	専任課長	魚住 亮宏	承認済み
承認者	福祉課	主査	高山 展江	承認済み	
承認者	福祉課	主事	水谷 修子	承認済み	
承認者	福祉課	主事	森 祥平	承認済み	
承認者	福祉課	主事	求野 正樹	承認済み	
伺い文					
件名のことについて、添付文書1のとおり行政文書公開請求 (平成30年2月9日受理) がありましたが、一宮市情報公開条例に照らし検討した結果、非公開とする旨を決定し、同条例第10条の規定に基づき、添付文書2のとおり請求者宛通知してよろしいか。 記 1. 特定文書 該当する文書が存在しないため。					

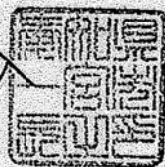
宛 先：無

民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書＜平成28年度10・11＞

市町名 一宮市（神 山 連 区 2/2）

民生・児童委員氏名 市記入	交付年月日 市記入	交 付 額 市記入			受領印 本人捺印
		民生委員分	児童委員分	計	
南 田 清 三	平成28年3月22日 11.30	¥4,850	¥4,850	¥9,700	
寺 村 民 彦	平成28年3月22日 11.30	¥4,850	¥4,850	¥9,700	
金 子 珠 典	平成28年3月22日 11.30	¥4,850	¥4,850	¥9,700	
本 多 丁 西 郎	平成28年3月22日 11.30	¥4,850	¥4,850	¥9,700	
白 木 子 子	平成28年3月22日 11.30	¥4,850	¥4,850	¥9,700	
長 尾 隆 代	平成28年3月22日 11.30	¥4,850	¥4,850	¥9,700	
國 島 雪 江	平成28年3月22日 11.30	¥4,850	¥4,850	¥9,700	

21字削除 28字記入



（合計 22人213,400円）

市長印で訂正

発行日記載なし

様

平成30年 3月吉日

民生・児童委員
主任児童委員 様

連区民生児童委員協議会会長
一宮市福祉事務所

連区民生児童委員協議会の開催について

早春の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、みだしの協議会を下記のとおり開催しますので、時節柄公私ともどもご多忙のこととは存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 平成30年 月 日 午後1時30分
2. 場 所
3. 議 題

- (1) 平成29年度活動事業報告及び収支決算について
- (2) 平成30年度活動事業計画及び収支予算について
- (3) 平成30年度福祉関係新規事業について
- (4) 平成29年度専門部会活動事業報告について
- (5) その他

※議題については変更することがあります。

<民生児童委員協議会事務局からのお願い>

○当日、県費用弁償費領収書に押印をお願いしますので、認印をご持参ください。

お問合せ先 <一宮市民生児童委員協議会事務局>
(一宮市役所 生活福祉課(直通電話 0586-28-9016))
担当 野村、山崎、五藤

半田元県議政務活動費住民訴訟は大詰め

半田氏と委託先Aさん 証人尋問

8/1 13時半～ 9/19 14時半～ 傍聴を

名古屋市民オンブズマンは、半田晃士・元愛知県議に支給された政務活動費のうち、個人への委託料938万円とオーストラリア視察代約30万円の返還を求めて2015年11月11日に名古屋地裁に提訴しました。

裁判官交代で急速に訴訟が進む

2018年4月23日の弁論では、4月から新しい角谷昌毅裁判長が来て、裁判所がこれまでの双方の主張を表にまとめました。被告の愛知県と半田氏は、あらたな書面を出しました。

裁判長から「原告・被告とも今後どうする予定か」と聞かれたため、「原告は、個人に委託したAさん(実名判明)の尋問と半田氏の尋問をする予定」とし、愛知県側

は「尋問の予定なし」と回答しました。裁判長から著作権法違反と不当利得の関係についての質問があり、当方は、著作権法違反の支出は目的外支出と回答しました。

出された報告書が「外見上はコピー」県も認める

裁判長から、出された報告書がコピーであることについて県に争いはないのかと聞かれ、愛知県は「外形的事実はそのよう」としました。半田氏も「特に依頼者に駄目とは言っていない」と認めました。

裁判長は半田氏に「調査委託者の専門性や報告会を行った根拠となる資料があるかどうか」質問しました。前者については明白な

回答がなく後者については証拠は提出しない、と回答しました。

次回半田氏とAさんに尋問 傍聴を

2018年5月31日の弁論では、半田氏は個人への委託について、どうしてそれぞれの人を選んだのかわかる書面を出しました。

名古屋市民オンブズマンは半田氏本人の尋問と、Aさんの証人尋問の申出を行ったところ、裁判所は採用しました。

次回2018年8月1日(水)13時30分～ 半田氏の証人尋問、9月19日(水)14時半～ Aさんの証人尋問をそれぞれ名古屋地裁1102法廷で行います。

ぜひ傍聴をお願い致します。

オンブズマン&タイアップ 総会に参加を

日時 : 2018年7月17日(火) 午後6時半～
場所 : 名古屋市民オンブズマン事務所 その後近くの店で懇親会
会費 : 総会は無料 懇親会は実費
申込み : 特に必要ありません。どなたでもご参加できます。

日程 : 名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2018年7月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
7	2	月	8:45-	愛知県議会・名古屋市議会政務活動費閲覧	県議会・市議会図書室
7	17	火	18:30-	名古屋市民オンブズマン総会	名古屋市民オンブズマン事務所
8	1	水	13:30-	半田元県議政務活動費住民訴訟証人尋問	名古屋地裁1102号法廷
8	17	金	13:15-	岐阜県内6消防デジタル無線住民訴訟弁論	岐阜地裁
9	1-2	土日	13:00-	第25回全国市民オンブズマン新潟大会	新潟・ユニゾンプラザ
9	19	水	14:30-	半田元県議政務活動費住民訴訟証人尋問	名古屋地裁1102号法廷

*第1,第3火曜日午前11時～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。
☆カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」